

右時給ハ従来ノ日給ノ九分ノ一トシ別ニ公表ス

一 従来支給シタリテ皆勤手当ハ来ノ八月分ヨリ右時給ノ九時同分ヲ支給ス (従来ハ常備給ノ二日分)

一 出張旅費ノ内宿泊料ヲ金貳円トス (従来貳円五十銭)
右変更ニ伴フ就業規則ノ改正ハ別ニ掲示ス

六 交渉状況

本月一日東京鉄工組合主事原虎一、中央合同労働組合主事池善二ハ被解雇代表十三名 (月島・大森工場五名宛千住工場三名) ハ午前十一時頃ヨリ會社事務所ニ於テ池田支配人ト會見シ労働者側ヨリ會社ハ一月何程ノ欠損ナリヤ又何程アレハ維持出来ルヤト質問セルニ會社側ハ月欠損六七千円ナリト答ハタルニ午後三時再會見ヲ約シ正午退出シ午後三時三十分頃會見シ労働者側ハ會社ハ現在二割ノ減給ヲナシ維持出来得ルト云フニ四十五名ヲ解雇スレハ四割減給トナルヲ以テ原案ヲ

撤回シ會社ヲ維持スル新案ヲ模テラレタシト交渉セルニ會社側ハ今更解雇職工ノ入選ノ変更ハ出来スニ割減給ノ上解雇シタルハ會社ノ経済状態ヨリ止ムナシト回答シ次再會見ヲ八月三日ニ約シ交渉ヲ次回ニ譲リタリ

七 労働者側ノ動靜

残留職工ハ出勤マレルニ就業スル見業状況ナリ

右及申(通)報候也